

【新型コロナウイルス】QLD 州政府、南東部 QLD 州11地方行政区、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区に対する規制措置の緩和等について発表

2021年8月19日
在ブリスベン総領事館

- 8月18日(水)、クイーンズランド(QLD)州政府は、ブリスベンを含む南東部 QLD 州11地方行政区、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区に適用している規制措置に関し、前倒しで規制を緩和する旨発表(8月20日(金)午後4時以降適用)。
- 8月19日(木)、QLD 州政府は、北部準州(NT)ダーウィン都市圏を感染多発地域(hotspot)の指定から解除する旨発表。

1 規制措置の緩和

(1)8月18日(水)、クイーンズランド(QLD)州政府は、ブリスベンを含む南東部 QLD 州11地方行政区、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区の外出制限措置(ロックダウン)終了以降適用している規制措置(ステージ1)に関し、ブリスベンを含む南東部 QLD 州11地方行政区については、前倒しで規制の緩和を開始し、ステージ2に移行する旨を発表しました(8月20日(金)午後4時以降緩和適用)。

(2)また、ケアンズ地方行政区及びヤラバ先住民行政区については、さらに規制の緩和を進め、8月20日(金)午後4時以降、上記行政区以外の QLD 州全域と同様の緩和された規制措置(ステージ3)がとられます。

(3)詳細については、ロードマップ改訂版原図及び日本語仮訳(但し、原図を必ずしも忠実に訳したものではありません)をご参照ください。

○ロードマップ改訂版原文の当館仮訳

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210819.pdf>

○ロードマップ改訂版原文(図)は下記 URL をご覧下さい。

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v26

○上記ロードマップ原文(図)を含む COVID-19 特設サイトは下記州政府 HP をご覧下さい。

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

2 感染多発地域(hotspot)の指定

8月19日(木)、QLD 州政府は、北部準州(NT)ダーウィン都市圏を感染多発地域(hotspot)の指定から解除する旨発表しました。ただし、NT のキャサリン地方(Tindalを含む Katherine Municipality)は、オーストラリア首都特別地域(ACT)、ニューサウスウェールズ(NSW)及びビクトリア(VIC)州とともに、引き続き hotspot に指定されてい

ます。

○本件に関する最新情報は州政府 HP をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/urgent-covid-19-update>

○入州に関する規制は以下の州政府 HP をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/travelling-to-queensland>

○本件に関する州保健省の発表は以下の HP をご覧ください。

<https://www.health.qld.gov.au/news-events/doh-media-releases/releases/queensland-lifts-greater-darwin-as-a-covid-19-hotspot-while-katherine-hotspot-remains>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>